

## 年金のお知らせ

◇学生納付特例申請書の送付  
◇国民年金保険料免除等の申請

平成29年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き平成30年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付する

ことが困難な場合には、保険料が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてください。  
平成30年度分（平成30年7月から翌年6月分まで）の免除等の受付は平成30年7月2日から受け付けします。  
また、申請ができる過

### 固定資産税納税通知書・課税明細書を共有者の方にも送付します

共有名義で所有されている固定資産について、代表者以外の方にも「固定資産納税通知書（共有者用）及び課税明細書」を送付しています。

これは、固定資産を2人以上の共有名義で所有されている場合、共有者全員が連帯納税義務者となることから、代表者以外の方にも固定資産の評

価額や税額などをお知らせし、ご確認していただくためです。  
なお、固定資産税の納付書はこれまでどおり、共有の代表者へ送付しています。

納税者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

※問い合わせは、住民課

〒83-2190

波（中茶屋、奥中茶屋）を、

〒83-2367

### カット

### 地籍調査後の固定資産税 土地の課税について

#### 土地の課税について

固定資産税における土地の課税については、毎年1月1日現在の土地の現況と登記地積で計算します。

新しい地積で課税しています。

そのため、国土調査法に基づき実施された地籍調査の登記が完了した年の翌年度から、新しい登記地積で固定資産税を課税することとなります。

課税内容については、固定資産税課税明細書でご確認いただくようお願いいたします。

平成30年度は、川井（穴沢、松葉、堀口）と大丹

・地籍調査については、地域整備課

〒83-2190

〒83-2367

波（中茶屋、奥中茶屋）を、

〒83-2367

### 水道週間～プレゼント贈呈～

奥多摩水と緑のふれあい館では、6月1日（金）から7日（木）までの水道週間期間中に、ご来館いただきアンケートにご協力いただいた方に、毎日先着100名のみなさんに記念品をプレゼントいたします。ご来館をお待ちしています。